

### 3 特別支援学校における特別支援教育の推進

#### (1) 特別支援学校の概要

特別支援学校では、障害の状態や程度（学校教育法施行令 22 条の 3 に示される）に応じて幼稚部・小学部・中学部・高等部を設置し、教育内容・方法を工夫したきめ細やかな指導を行っています。

本県の特別支援学校は、昭和 54 年の養護学校教育義務制施行以後、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の 5 つの障害種への対応を基本に、比較的規模の大きい学校を県内の拠点に配置して整備を図ってきました。

現在、県立として盲学校 2 校、聾学校 5 校、知的障害特別支援学校 10 校及び校舎（分校）2 校、肢体不自由特別支援学校 7 校、病弱特別支援学校 1 校があります。この他に、国立の知的障害特別支援学校 1 校、名古屋市立の知的障害特別支援学校 4 校、豊田市立の肢体不自由特別支援学校 1 校、瀬戸市立の肢体不自由特別支援学校 1 校、合わせて 34 校が設置されています。

盲学校では、視力や視野など見る機能に障害のある幼児児童生徒に、視覚障害に基づく種々の困難を改善・克服できるよう、聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分活用した指導をしています。

聾学校では、聴覚器官や機能に障害のある幼児児童生徒に、言語発達の基礎となる認知能力の育成、聴覚を利用する能力及び態度の育成、言語受容、表出に関する能力の育成を中心とした指導をしています。

知的障害特別支援学校では、知的発達に遅れのある幼児児童生徒に、少人数の集団の中で一人一人の個人差を考慮し、基本的生活習慣を身に付け、集団生活に参加していく力を育てることを中心とした指導をしています。

肢体不自由特別支援学校では、四肢と体幹の運動機能障害のある幼児児童生徒に、特に工夫された施設・設備や教材教具を整え、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための指導をしています。

病弱特別支援学校では、継続的な医療又は生活規制を必要とする児童生徒に、医療機関と緊密な連携を図りながら、病弱・身体虚弱に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な指導をしています。

〔特別支援学校の学校数、幼児児童生徒数〕（平成 25 年 5 月 1 日現在）

区分	学校数				幼児児童生徒数				
	県立	市立	国立	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
盲学校	2			2	11	36	32	97	176
聾学校	5			5	87	158	102	150	497
知的障害 特別支援学校	12	4	1	17	1	1,178	972	2,739	4,890
肢体不自由 特別支援学校	7	2		9	17	670	345	338	1,370
病弱 特別支援学校	1			1		54	29	11	94
合計	27	6	1	34	116	2,096	1,480	3,335	7,027

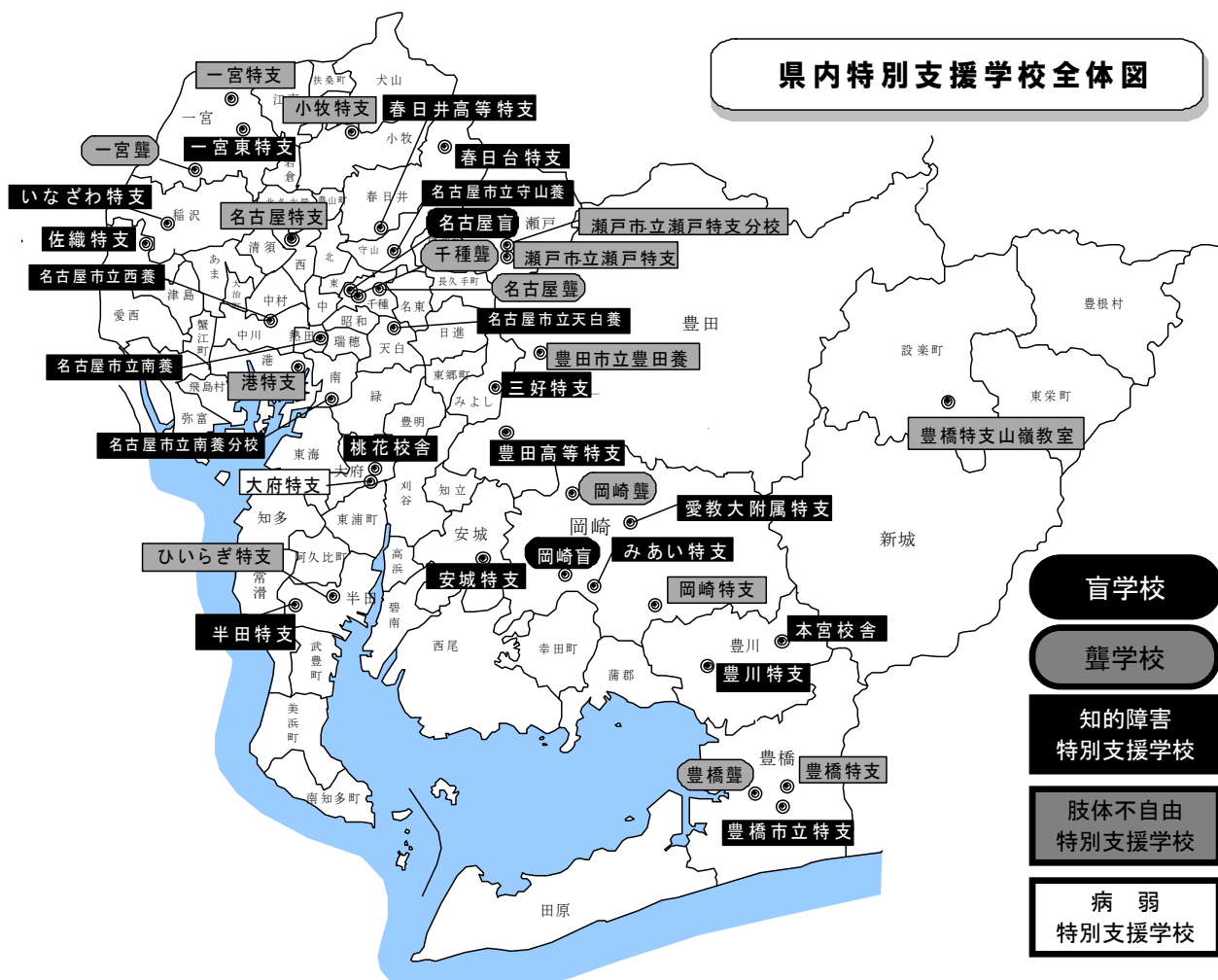
（※分校 2 校含む）

今日、特別支援教育へのニーズの高まりなどから、特別支援学校に在籍する児童生徒が増大し、学校規模の過大化による教室不足、スクールバスの長時間通学、自立に向けた就労支援などが大きな課題となっています。

本県の特別支援学校高等部の就職状況では、製造業を中心に40%近い就職率であり、全国平均を大きく上回っています。そのため、自立と社会参加の実現を目指して、中学校から特別支援学校高等部への進学者が増加しており、知的障害特別支援学校の過大化の背景の一つとなっています。こうした状況を受け、近年、市立特別支援学校の設置という動きも出ています。

平成26年4月に尾張地区に開設する学校の名称を「県立いなざわ特別支援学校」とすることとし、併せて、他の県立、及び瀬戸市立の養護学校も平成26年4月から特別支援学校へと名称を変更します。これまで取り組んできた障害種別の専門的な教育を踏まえつつ、地域の教育的ニーズに応じて特別支援教育のセンター的役割を果たしていくため、その機能の充実に努めるとともに、他の障害種の児童生徒も受け入れる特別支援学校の設置を検討します。

なお、盲学校、聾学校については、長い歴史と伝統もあることなどを考慮して、今回は名称変更を行わないこととし、4年後（平成29年）に再度検討します。



注) 平成26年度開校・開設、平成27年度開校予定の2校、2分校、1分教室も併せて表記しています。

<参考>

【近年の特別支援学校の整備状況】

◆ 県立特別支援学校

- ひいらぎ特別支援学校（肢体不自由 H16開校）
- 半田特別支援学校桃花校舎（知的障害 H18開校）
- 豊川特別支援学校本宮校舎（知的障害 H21開校）
- みあい特別支援学校（知的障害 H21開校）
- いなざわ特別支援学校（知的障害 H26開校予定）
- 豊橋特別支援学校山嶺教室（知的障害 H26開設予定）

◆ 市町村立特別支援学校

- 豊田市立豊田養護学校（肢体不自由 H6開校）
- 瀬戸市立瀬戸特別支援学校（肢体不自由 H22開校）
- 瀬戸市立瀬戸特別支援学校光陵校舎（肢体不自由 H26開校予定）
- 豊橋市立特別支援学校（知的障害 H27開校予定）
- 名古屋市立南養護学校分校（知的障害 H27開校予定）

## (2) 特別支援学校における教育内容の充実

### 1 障害の特性に配慮した教育内容の充実

#### 現状と課題

○ 全児童生徒に占める重複障害学級に在籍する児童生徒の割合（重複障害学級在籍率）や、全学級数に占める重度障害学級の割合（重複障害学級設置率）が、ともに他の都道府県に比べ、かなり低い状況にあり、重複障害のある児童生徒を通常の学級で指導する状況が見られるなどの課題があります。

\* 高等部についての全学級数に占める重度障害学級の割合（重複障害学級設置率）は、愛知県が全国最下位です。（平成24年度）

また、聾学校高等部に重複障害学級が設置されていない県は、全国で本県を含む5県のみです。

○ 知的障害特別支援学校においては、小学部、中学部に在籍する約6割が、自閉症及びその傾向にある児童生徒です。従来の知的障害に対応した教育課程だけではなく、自閉症等の障害の特性に応じた教育課程の編成、指導・支援の充実が課題となっています。

○ 特別支援学校では、学校行事などの特別活動の一部において、近隣の小学校や中学校、高等学校等と学年や部活動など集団での交流及び共同学習を実施しています。

○ 本県では現在、尾張、名古屋、知多、西三河、東三河の各地区に、軽度知的障害者の就労支援に重点を置いた高等特別支援学校、校舎、特別支援学校の高等部を設置しています。

就労支援の充実は大変重要な課題であるため、現在、実施している小学部から高等部までの発達段階に応じたキャリア教育や専門的な実習を通じた職業教育を充実させることが重要です。

○ 聾学校では、人工内耳や補聴器等の性能の向上により、小中学校へ就学する者が増えています。聴覚に障害のある児童生徒については、聾学校という専門的な教育の場と地域の小中学校での教育という場の選択や、交流及び共同学習の在り方について、聾学校の専門性やセンター的役割の効果的な取組方法について検討することが必要となっています。

○ 盲学校では、障害の特性に応じた学習指導や生活指導などへの専門性の担保が重要であり、教職員の世代交替が多い中、専門性に配慮した教職員の異動や若手教員の育成などが課題となっています。

- 病弱特別支援学校では、病院における訪問・施設内教育に高等部の設置がなく、入院してくる高校生への対応が求められています。
- 特別支援学校の児童生徒は、学校周辺地域で清掃活動やボランティア活動などに取り組んできましたが、今後も各校の意欲的な教育活動を支援し、障害の理解啓発を進めながら、特別支援学校全体の活性化を図るためにも、県立学校教育活動活性化推進事業<sup>1</sup> などの趣旨を踏まえた取組を継続することが大切です。

### 推進方策

#### (1) 児童生徒の実態に基づいて重複障害学級が設置できるよう努めます。

ア 肢体不自由特別支援学校小学部に在籍する児童の実態に基づいて重複障害学級の設置を推進し、重複障害学級の設置率を向上させます。

また、平成 35 年度までに、肢体不自由特別支援学校高等部の重複障害学級在籍児童生徒の比率を、段階的に全国平均レベルまで向上させることを目指します。

イ 聾学校 4 校の高等部において障害の状態に応じた教育環境となるように、計画的な重複障害学級の設置を図ります。

#### (2) 知的障害特別支援学校のうち数校に、自閉症等の障害の特性に応じた教育課程の編成や指導に関する研究実践校を委嘱し、他の特別支援学校及び小中学校の特別支援教育の指導・支援の充実を進めます。

##### 〔教育課程の編成に係る研究とその地域の小中学校への拡充計画〕

	H26	H27	H28	H29	H30
県立知的障害 特別支援学校 研究実践校	研究委嘱	研究	特別支援学校及び小中学校での実践		
	研究	実践発表		→	

#### (3) 肢体不自由児スクールクラスターモデル事業の成果を、各特別支援学校、教育事務所、市町村教育委員会へ周知し、各特別支援学校で居住地校における小中学校との交流及び共同学習の促進を図ります。

<sup>1</sup> 県立学校教育活動活性化推進事業：生徒の学力を向上させるための授業改善、スポーツなどを通して健全な心身を育むための取組、伝統文化や芸術教育を重視する活動、地域に根ざした独創的な教育活動など、各学校の意欲的な教育活動を支援し、県立学校全体の活性化を目指す事業。平成 25 年度で廃止。

(4) 多くの高等学校が参加する大会・行事に特別支援学校も積極的に参加し、高等学校と特別支援学校の生徒が、大会運営や舞台発表、展示発表等で交流の促進を図ります。

(5) 高等特別支援学校と近隣の専門高校における実習等を通じた交流及び共同学習を推進し、双方の生徒同士の関わりが深まるよう工夫します。また、専門高校でのより専門的な指導に触れることで、高等特別支援学校の生徒の職業観・勤労観を高め、職業教育を一層充実・発展させていきます。

(6) 知的障害特別支援学校のうち数校に、職業コースに関する研究実践校を委嘱し、高等部への職業コース設置についての研究を推進します。

\* 平成 28 年度から実践校の数校の知的障害特別支援学校高等部に「職業コース」を設置し、幅広い業種への就労先の拡大を図ります。研究の成果を検証し、全ての県立知的障害特別支援学校で「職業コース」が設置できるよう、検討を進め、就労支援の充実を図ります。

\* 授業の計画や実習の内容などについても、企業や関係する機関等との連携により、創意工夫を行ったものに変えていきます。

〔職業コース設置についての計画〕

	H26	H27	H28	H29	H30
県立知的障害 特別支援学校 研究実践校	研究委嘱	研 究	本格実施		
	研 究	実 践	(職業コースの設置)	→	

\* 労働局や県産業労働部等の関係機関と連携を図り、就労先の開拓や職域の拡大、職場定着支援などを推進していきます。

(7) 聾学校が実施している小中学校における通級指導教室の実施内容や回数が効果的かつ適切に行われるよう、専門性の高い教員の育成に努めます。

(8) 盲学校での指導の専門性が担保されるように人事異動に留意するとともに、若手教員の研修の充実に努めます。

(9) 病弱特別支援学校での高等部訪問教育の在り方について検討します。

- (10) 障害者への理解、啓発や各特別支援学校の活性化を図るため、工場見学や老人ホームでのボランティア活動、学校周辺の河川、公園の清掃活動など、体験活動や地域貢献活動の充実に努めていきます。

## 2 教員の専門性向上のための研修等の充実

### 現状と課題

- 文部科学省が実施した「平成 24 年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」の結果によると、本県の公立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は 62.8%で、全国平均の 70.8%と比較しても低い状況にあります。
- 近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態が、重度・重複化、多様化しており、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努めるための研究や研修を重ね、より一層の専門性を向上させることが重要です。
- 特別支援学校の教員も、地域の小学校や中学校、高等学校における障害のある児童生徒が、どのような学校生活や教育活動の実情であるのかを知り、地域のセンター的立場として支援、助言するため、幅広い専門性を身に付けることが望まれています。

### 推進方策

- (1) 専門性の向上の観点から、特別支援学校教諭免許状を取得していない教員に対し、特別支援学校教諭免許状の取得を促し、取得率の向上を図ります。
- \* 特別支援学校教諭免許状を取得していないミドルリーダー（部主事、主任など）に対して、認定講習を効率よく受講できるようにするなどの方策を推進します。
  - \* 特別支援学校の教員を希望する者は、特別支援学校教諭免許状を必ず取得するよう教員養成大学に要請するとともに、県教育委員会が教員を採用する方法についても検討していきます。
- (2) 総合教育センターでは、各学校における校内研修の充実が図られるよう、ワークショップ形式など全員参加型の研修方法を紹介するなど、目的に応じた研修方法の開発に努めます。
- (3) 小中学校や高等学校と特別支援学校との人事交流を行うことにより、小中学校や高等学校のように大きな集団で学習する場面が多い中で、特別支援教育の進め方や対応の仕方を実際に体験し学ぶことにより、幅広い専門性を身に付けていきます。

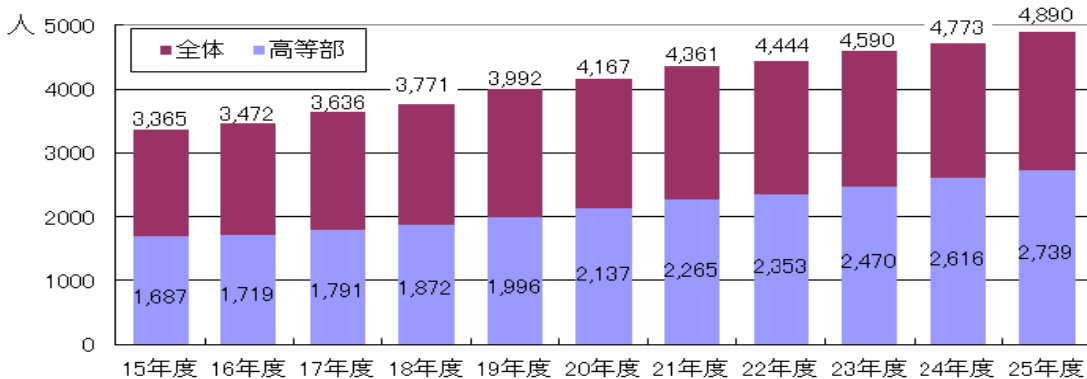
### (3) 特別支援学校の整備

#### 1 学校規模の過大化（教室不足）の解消

##### 現状と課題

本県の知的障害特別支援学校は、昭和54年の養護学校義務制施行に対応して、特別支援学校の計画的な整備を図るとともに、広い敷地にゆったりとした校舎配置を行い、比較的大きな集団の中でのふれあいを大切にする拠点校方式をとり、幼児児童生徒の増加に対しては、校舎の増築等による対応を図ってきました。しかし、近年、中学校の特別支援学級や特別支援学校中学部の卒業者の増加と高等部進学率の上昇等を要因として、設置当初想定した幼児児童生徒数、学級数を大きく超え、教室数の不足等の問題が顕在化しています。知的障害特別支援学校の幼児児童生徒数を平成15年度と平成25年度で比較すると、3,365人から4,890人へと約1.5倍に増加しており、過大化（教室不足）の解消が喫緊の課題となっています。

〔知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移（全体及び高等部）〕（国公立）



- 知的障害特別支援学校では、児童生徒数の増加により教室が不足し、特別教室を普通教室に転用して授業を行うなど、教育環境の悪化が顕著になっています。

〔知的障害特別支援学校の保有する普通教室数と平成25年度の学級数との比較〕

学校名	普通教室数	H25学級数	不足教室数	学校名	普通教室数	H25学級数	不足教室数		
県立	みあい	35	45	10	名古屋市立	西	31	39	8
	一宮東	52	83	31		南	39	49	10
	半田	59	80	21		天白	18	26	8
	春日台	56	78	22		守山	43	48	5
	豊川	55	89	34					
	安城	63	76	13					
	佐織	43	62	19					
	三好	61	69	8					



- 平成 25 年度における在籍児童生徒数が 400 人以上の知的障害特別支援学校は全国で 9 校ありますが、そのうちの 6 校が本県の知的障害特別支援学校です。

(平成25年4月1日現在 ※施設内教育・訪問教育を含む)

	都道府県	設置者	学 校 名	児童生徒数
1	愛 知	県立	豊川特別支援学校	520
2	愛 知	県立	一宮東特別支援学校	482
3	大 阪	府立	佐野支援学校	470
4	愛 知	県立	半田特別支援学校	468
5	愛 知	県立	春日台特別支援学校	444
6	静 岡	県立	藤枝特別支援学校	430
7	東 京	都立	府中けやきの森学園	427
8	愛 知	県立	安城特別支援学校	424
9	愛 知	県立	三好特別支援学校	415
10	広 島	市立	広島市立広島特別支援学校	395

- 学校規模の過大化への対応としては、平成 21 年度に作成した「知的障害養護学校の今後の方策についてⅡ」の中で、五つの方策による解消策を示しており、順次、具体化に努めていますが、十分に対応できていない状況にあります。

※ 過大化解消における五つの方策とこれまでの対応状況

- ① 県立高等学校の余裕教室など県有施設の活用
  - ・ 桃陵高等学校に半田特別支援学校桃花校舎を併設（平成 18 年 4 月）
  - ・ 宝陵高等学校に豊川特別支援学校本宮校舎を併設（平成 21 年 4 月）
- ② 県立高等特別支援学校、校舎の生徒募集増
  - ・ 春日井高等特別支援学校、豊田高等特別支援学校の募集人数を 48 人から 54 人へ  
（平成 18 年度より 1 学級の生徒数を 8 名から 9 名として学級編制を行う。）
  - ・ 桃花校舎、本宮校舎の募集人数を 24 人から 27 人へ  
（平成 24 年度より 1 学級の生徒数を 8 名から 9 名として学級編制を行う。）
- ③ 小中学校の余裕教室等の活用
- ④ 市町村立の特別支援学校の設置
  - ・ 豊橋市立特別支援学校開校予定（平成 27 年 4 月）⇒豊川特別支援学校の過大化解消
- ⑤ 県立の知的障害特別支援学校の新設
  - ・ みあい特別支援学校の新設（平成 21 年 4 月）⇒安城特別支援学校の過大化解消
  - ・ いなざわ特別支援学校の新設（平成 26 年 4 月）⇒一宮東・佐織特別支援学校の過大化解消

- 知的障害特別支援学校においては、簡易のカーテン等での間仕切りや特別教室からの転用による教室ではなく、適切な広さと設備が整った普通教室で学習できる環境を整備することは喫緊の課題です。

今後も児童生徒数は高止まりの状態が続くことが予想されることから、過大化の自然解消は見込めません。そのため、過大化が著しい学校のうち、解消方策が実施されていない4校（半田・春日台・安城・三好特別支援学校）の教育環境を改善するために、抜本的な解消策を早急に具体化することが課題です。

〔県立知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移と推計(平成21年度～平成30年度)〕

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一宮東	456	460	459	481	480	* <sub>1</sub> 342	359	354	345	347
佐織	312	311	324	343	354	* <sub>2</sub> 251	253	250	246	244
いなざわ						260	262	266	271	270
豊川	460	467	498	512	520	506	* <sub>3</sub> 308	307	306	308
半田	444	422	431	451	468	473	481	496	494	489
春日台	386	401	419	429	438	452	472	478	486	483
安城	372	373	377	402	421	436	433	439	442	440
三好	386	387	384	377	374	385	388	380	372	378
みあい	185	198	209	215	237	234	238	246	248	248
計	3,001	3,019	3,101	3,210	3,292	3,339	3,194	3,216	3,210	3,207

(施設内教育、訪問教育を除く)

※ 平成25年度までは推移、平成26年度以降は過去の在籍数を基にした推計値

※ \*1、\*2は、いなざわ特別支援学校開校による減少

※ \*3は、豊橋市立特別支援学校開校による減少

**推進方策**

(1) 知的障害特別支援学校の過大化を解消し、児童生徒の教育環境を改善するためには、現在の特別支援学校の設置数では不十分であり、複数校の特別支援学校を県内にバランスよく設置することを検討します。

(2) 過大化を解消するために今後設置する学校は、近隣の特別支援学校の通学区域の見直しなどを行い、関係する市町村と協議・連携をしながら新たな学校の設置を進めます。

ア 半田特別支援学校の過大化を解消するために、計画期間内に知多北部地区に知的障害特別支援学校の設置を検討します。

イ 春日台特別支援学校の過大化を解消するために、計画期間内に尾張北東部地区に知的障害特別支援学校の設置を検討します。

ウ 安城特別支援学校の過大化を解消することと、岡崎特別支援学校への長時間通学を解消するために、西三河南部地区で知的障害、肢体不自由に対応した特別支援学校の設置を検討します。

エ 三好特別支援学校の過大化を解消することと、名古屋東部地域の肢体不自由特別支援学校への長時間通学を解消するために、三好特別支援学校の通学区域内に知的障害及び肢体不自由に対応した特別支援学校の設置を検討します。また、今後中学校を卒業した知的障害を伴う発達障害のある生徒を対象とした職業科の設置も併せて検討していきます。

\* 過大化解消のための学校が新たに建設されるまでの間、半田特別支援学校及び春日台特別支援学校の過大化への当面の対応として、同地区にある大府特別支援学校及び小牧特別支援学校に知的障害のある生徒を対象とした高等部を1学級募集します。なお、過大化が解消される時点で募集を停止します。

(3) 今後、みあい特別支援学校では児童生徒数、学級数の増加による普通教室のさらなる不足が見込まれるため、校舎の増築を検討して教室不足の解消を図ります。

(4) 過大化が解消された時点で、高等特別支援学校及び校舎の1学級あたりの募集定員を9名から8名に戻すことを検討します。

(5) 豊川特別支援学校（平成25年度現在の児童生徒数が全国第1位の大規模校）の過大化を解消するため、豊橋市において平成27年4月開校を目指して進められている市立特別支援学校の設置に対し、県としても支援をしていきます。

\* 豊橋市立特別支援学校の設置により豊川特別支援学校の過大化が抜本的に解消され、今後は東三河地域全体を豊橋市立特別支援学校と県立豊川特別支援学校が二分して受け持つことで、知的障害のある児童生徒の学習環境が改善されるよう支援します。また、豊橋市及び田原市に居住する知的障害のある児童生徒の通学時間が短縮されるよう支援します。

(6) 名古屋市立南養護学校の過大化を解消するため、名古屋市において、市内の小学校に南養護学校の小学部児童の通う分校を設置することとなり、平成27年4月の開校を目指して、県としての支援を検討します。

(7) 今後必要に応じて、小中学校や高等学校の空き教室を活用した特別支援学校分校、分教室の設置を検討します。

〔知的障害特別支援学校の県内バランスを考慮した適正配置〕

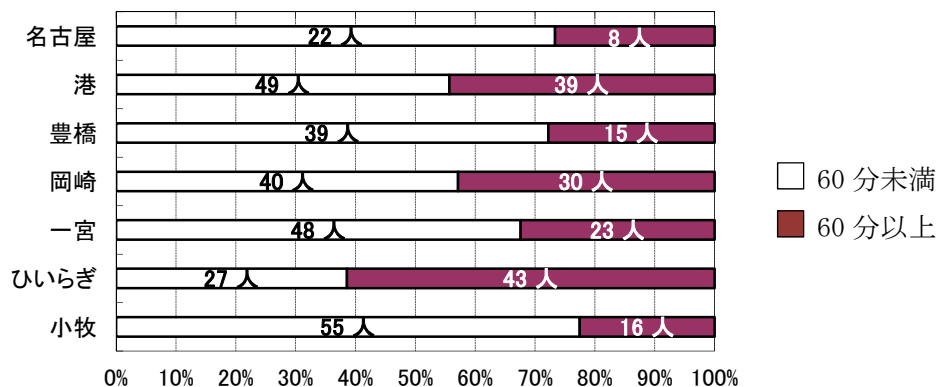
対象校	施策の方向性
一宮東・佐織	県立いなざわ特別支援学校 H26 開校
豊川	豊橋市立特別支援学校 H27 開校
名古屋市立南	名古屋市立南養護学校分校 H27 開校
半田	知多北部に特別支援学校設置を検討
春日台	尾張北東部に特別支援学校設置を検討
安城	西三河南部で特別支援学校設置を検討
三好	通学区域内に特別支援学校設置を検討
みあい	敷地内に校舎増築を検討

2 通学環境の改善（スクールバスの整備など）

**現状と課題**

- 県立特別支援学校では、障害のために通学が困難な児童生徒が在籍しており、通学区域も広いため、スクールバスを運行して児童生徒の通学の便を図っています。平成25年度は、特別支援学校（17校）において、77台運行しています。このうち、肢体不自由特別支援学校においては、障害の重い児童生徒のために、車いすのまま乗降できるリフト付き重度障害者用バスを25台運行しています。
- スクールバスで通学する児童生徒のうち、片道60分以上乗車している児童生徒の割合が全体の約4割となっています。毎日の登下校での長時間の通学による児童生徒の体調面へ大きな負担がかかっている状況は、大きな課題です。
- 東三河地区の特別支援学校は、通学区域が広域であるという地域事情から、長時間通学が顕著となっています。

〔県立肢体不自由特別支援学校のスクールバスの長時間乗車の状況（平成25年度）〕



- 知的障害特別支援学校では、スクールバス利用希望者数がバスの乗車定員を上回っており、保護者による送迎や補助席の使用で対応せざるを得ない状況も生じています。

#### **推進方策**

- (1) 県立肢体不自由特別支援学校については、計画期間内に乗車時間を 60 分程度にすることを旨として緊急性の高い学校から、順次スクールバスの増車に努めます。
- (2) 県立知的障害特別支援学校については、児童生徒数の増加に伴うスクールバス利用希望者のニーズに適切に対応するため、緊急性の高い学校から順次スクールバスの増車に努めます。
- (3) 東三河地区の特別支援学校は、通学区域が広域であるという地域事情から、地域の高等学校を活用した特別支援学校の分教室を設置し、長時間通学を解消します。

(P. 16 参照)

### **3 特別支援学校の教育諸条件の整備**

#### **現状と課題**

- 特別支援学校に通う児童生徒のなかにも、心のケアなど専門家によるカウンセリングが必要と思われる者が多く在籍しており、その数は、平成 24 年度で 198 人(3.6%)、平成 25 年度は 249 人(4.4%)と、毎年 200 人近いニーズがあると考えられます。現在、特別支援学校にはスクールカウンセラーが配置されておらず、県立高等学校へ配置されたスクールカウンセラー等による緊急対応を行っています。そのため、継続的な対応が十分なされていないのが課題です。
- 県立肢体不自由特別支援学校及び名古屋市立養護学校については、冷房設備の整備を進めてきましたが、他の特別支援学校の普通教室には、扇風機以外の冷房設備が十分に整備されていないため、暑い夏場になると、情緒が不安定になったり、体調を崩したりするなどの児童生徒もいます。
- 老朽化した施設・設備の更新とともに、障害の特性に応じて必要な施設・設備や教材等の整備を進め、各特別支援学校での障害の特性に応じた指導・支援の充実を図ることも課題となっています。

## 推進方策

- (1) 各地区の拠点となる特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、同地区の学校へは、拠点校からの巡回で対応できるように努めます。
- (2) 児童生徒の安全を確保し、より良い学習環境を整えるため、老朽化した施設・設備の更新とともに、各学校の児童生徒の実情に応じ、順次冷房設備の設置や聾学校への緊急通報装置（パトライト又はフラッシュランプ）等の整備を進めていきます。
- (3) タブレット型端末等の情報機器や盲学校の拡大文字投影パソコン、聾学校のFM補聴システムなどの障害の改善・克服に必要な教育機器の整備を進めていきます。
- (4) 岡崎特別支援学校に隣接している第2青い鳥学園の移転改築に伴い、岡崎特別支援学校の施設内教育<sup>2</sup>を第2青い鳥学園内で実施します。

また、平成30年度に、あいち小児保健医療総合センター心療科の機能が愛知県心身障害者コロニー再編整備後の療育医療総合センター（仮称）に移る予定であることから、関係部局と連携して、春日台特別支援学校による施設内教育の実施を検討します。

## 4 特別支援学校における医療的ケアの整備

### 現状と課題

- 平成15年度から肢体不自由特別支援学校への看護師の配置をスタートさせ、その後、順次増員するとともに、平成25年度から、病弱特別支援学校及び聾学校の一部にも、看護師の配置を始めたところです。しかし、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の増加にともない、一部のケアを保護者に依頼するなど医療的ケアが十分に行われるまでには至っていません。また、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍しながらも、まだ看護師が配置されていない聾学校もあります。
- 本県では、医療的ケアの実施は原則看護師が行うこととしていますが、安全な医療的ケアの実施には、教職員の医療的ケアに対する正しい理解が大切です。教職員と、医療的ケアを行う保護者や看護師との正しい情報交換や支援が円滑に進むようにすることが必要です。

<sup>2</sup> 施設内教育：病院や施設に常時特別支援学校の教員を配置して授業を行う教育の形態。

### 推進方策

- (1) 医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍し、看護師が配置されていない聾学校2校でも看護師による医療的ケアが実施できるように、対象の聾学校への看護師配置を図ります。
- (2) 県立肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校では、医療的ケアの内容が複雑、多様化している現状を踏まえ、肢体不自由特別支援学校及び県立病弱特別支援学校に1名ずつ常勤の看護師を追加的に配置し、医療的ケア全体の統括及び教職員との連携を図りながら、多様化した医療的ケアに対応できるようにします。
- (3) 安全な医療的ケアを継続して実施していくために、教員、看護師を対象とした研修の一層の充実を図ります。また、教員による医療的ケアのサポートなど、連携の仕方についても検討していきます。